

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第三回）
議事次第

令和2年2月7日（金）9:45～10:45
経済産業省本館17階 第1共用会議室

開 会

1. 特定技能外国人材の受入れ状況について
（出入国在留管理庁からの説明）
2. 製造分野特定技能1号評価試験の実施状況について
3. 特定技能外国人を受入れた製造中小企業の声について
～受入企業インタビューより～
4. その他

閉 会

配付資料：

- | | |
|-------|------------------------------|
| 資料1-1 | 特定技能制度全体の運用状況 |
| 資料1-2 | 特定技能外国人材の受入れに向けた各国との交渉状況について |
| 資料2-1 | 製造分野特定技能1号評価試験について |
| 資料2-2 | 外国人材受入れセミナーの開催について |
| 資料3 | 特定技能外国人を受入れた製造中小企業の声 |
| 資料4 | 警察庁説明資料 |

第3回 製造業特定技能外国人材受け入れ協議・連絡会
出席者リスト

- 経済産業省 製造産業局長
大臣官房審議官【製造産業局担当】
製造産業局総務課企画調査官、素形材産業室長
産業機械課、
商務情報政策局情報産業課、
経済産業政策局産業人材政策室長、
通商政策局アジア大洋州課、
中小企業庁経営支援課、
東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、
北陸支局、近畿経済産業局、中国経済産業局、
四国経済産業局、九州経済産業局
- 法務省 出入国在留管理庁在留監理支援部
特定技能企画室次長
- 外務省 領事局外国人課
- 厚労省 職業安定局外国人雇用対策課
海外人材受入就労対策室
- 警察庁 警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課
- 三号会員 特定技能所属機関もしくは特定技能所属機関になろう
とする本邦の公私の機関
(株)伊勢崎機械製作所
(株)大谷鉄工
(株)くまさんメディクス
芝浦シャリング(株)
(株)ジョーニシ
東和工業(株)

(株) 名友産商

四号会員 協議・連絡会運営要領 第2条第1項第4号に
当てはまる機関

EBiNA Management Research (同)

(株)MTT Japan

ON 行政書士事務所

(株)ORJ

岐阜県

(一社)全国鐵構工業協会

千葉県

トウエンティファースト(株)

(一社)西日本プラスチック製品工業協会

(一社)日中特定技能国際協力機構

(一社)日本生産技能労務協会

日本ダイヤバルブ(株)

P T. OSセルナジャヤ インドネシア

三井住友海上火災保険(株)

オブザーバー

素形材産業 日本金属熱処理工業会

(一社)日本金属プレス工業協会

(一社)日本ダイカスト協会

(一社)日本鑄造協会

(一社)日本鑄鍛鋼会

産業機械製造業 日本機械鋸・刃物工業会

(一社)日本建設機械工業会

(一社)日本工作機器工業会

(一社)日本産業機械工業会

- (一社) 日本繊維機械協会
- (一社) 日本ねじ工業協会
- (一社) 日本フルードパワー工業会
- (一社) 日本ベアリング工業会
- (一社) 日本木工機械工業会
- (一社) 日本ロボット工業会

電気電子情報関連産業

- (一社) 電子情報技術産業協会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本配電制御システム工業会
- (一社) 日本冷凍空調工業会

経済・中小企業団体

- 全国商工会連合会
- 全国中小企業団体中央会
- (一社) 日本機械工業連合会
- (一社) 日本商工会議所

※会員・オブザーバーの出席者は、五十音順で記載。



政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

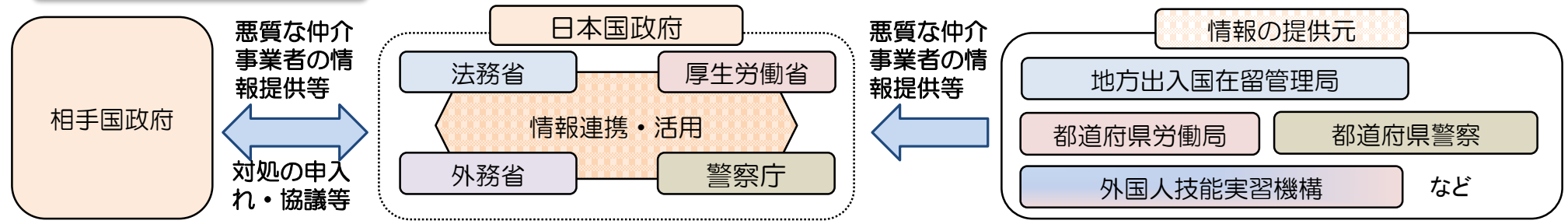
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収，違約金の定め，人権侵害行為，偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い，本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



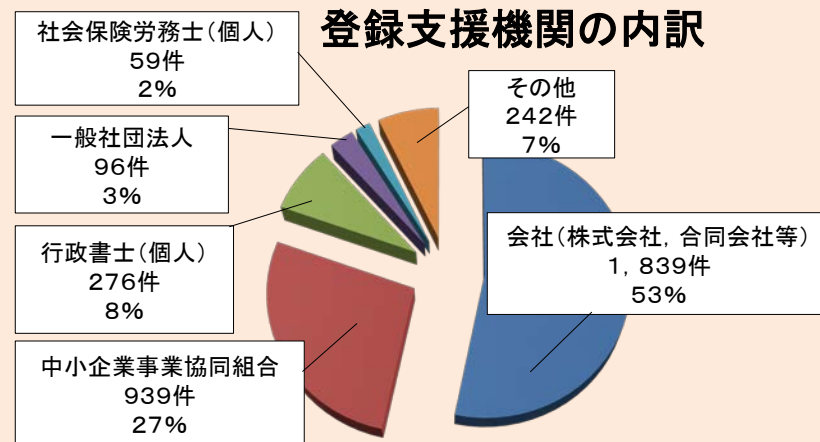
署名状況（11か国）

（令和元年12月末現在，太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

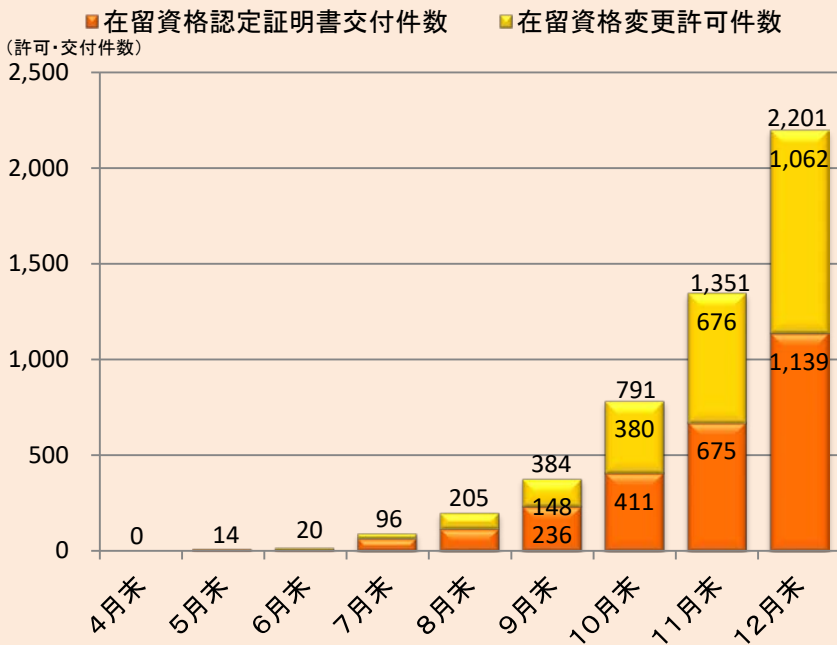
- フィリピン（3/19），**カンボジア**（3/25），**ネパール**（3/25），**ミャンマー**（3/28），**モンゴル**（4/17）
 スリランカ（6/19），**インドネシア**（6/25），**ベトナム**（7/1文書交換），**バングラデシュ**（8/27）
 ウズベキスタン（12/17），**パキスタン**（12/23）

特定技能外国人の許可状況等について(令和元年12月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	1, 139件
② 在留資格変更許可	許可	1, 062件
③ 登録支援機関登録	登録	3, 451件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	857件 (未交付含む)

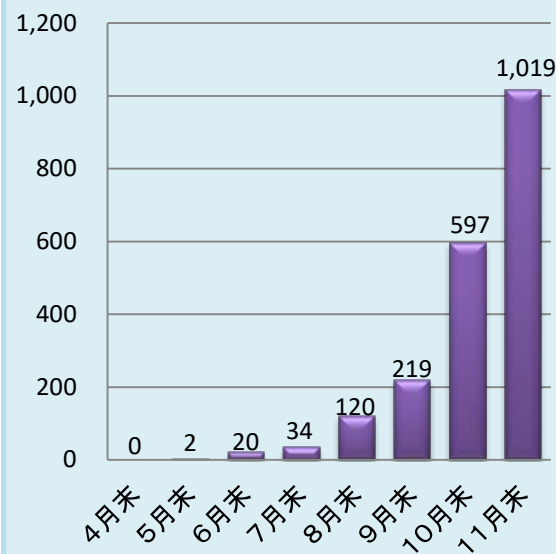


許可件数等の内訳



特定技能在留外国人数(令和元年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1, 019人



分野	人数
介護	19人
ビルクリーニング	12人
素形材産業	143人
産業機械製造業	151人
電気・電子情報関連産業	31人
建設	59人
造船・船用工業	32人
自動車整備	8人
航空	0人
宿泊	13人
農業	169人
漁業	8人
飲食料品製造業	303人
外食業	71人

特定技能試験等の実施状況について(令和元年12月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したものです。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月～12月 (カンボジア) 2019年9月～12月 (インドネシア) 2019年10月～12月 (ネパール) 2019年10月～12月 (モンゴル) 2019年11月, 12月 (日本国内) 2019年10月～12月	(技能試験) 2,634人(注2) (日本語試験) 2,612人(注2)	(技能試験) 1,254人(注2) (日本語試験) 1,285人(注2)	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月
ビルクリーニング	(ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月, 12月	472人	317人	—
素形材産業(注3) 産業機械製造業(注3) 電気・電子情報関連産業(注3)	—	—	—	(インドネシア) 2020年1月
造船・船用工業(注3)	(フィリピン) 2019年11月	(注2)	(注2)	—
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月	12人	12人	(フィリピン) 2020年1月～3月
航空(注3)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月	227人	128人	(日本国内) 2020年2月
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月	1,280人	728人	(日本国内) 2020年1月
農業(注3)	(フィリピン) 2019年10月～12月	9人(注2)	9人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月
漁業(注3)	—	—	—	(インドネシア) 2020年1月
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月, 12月 (日本国内) 2019年10月	626人(注2)	433人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
外食業	(フィリピン) 2019年11月, 12月 (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月	4,717人(注2)	2,966人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月 (カンボジア) 2019年10月 (インドネシア) 2019年10月, 11月 (ネパール) 2019年10月, 11月 (モンゴル) 2019年11月	2,279人	779人	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月

(注1) 2020年1月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 11月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、造船・船用工業、農業、飲食料品製造業、外食業の受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

分野別協議会における各国制度説明内容（協議会説明資料）（案）

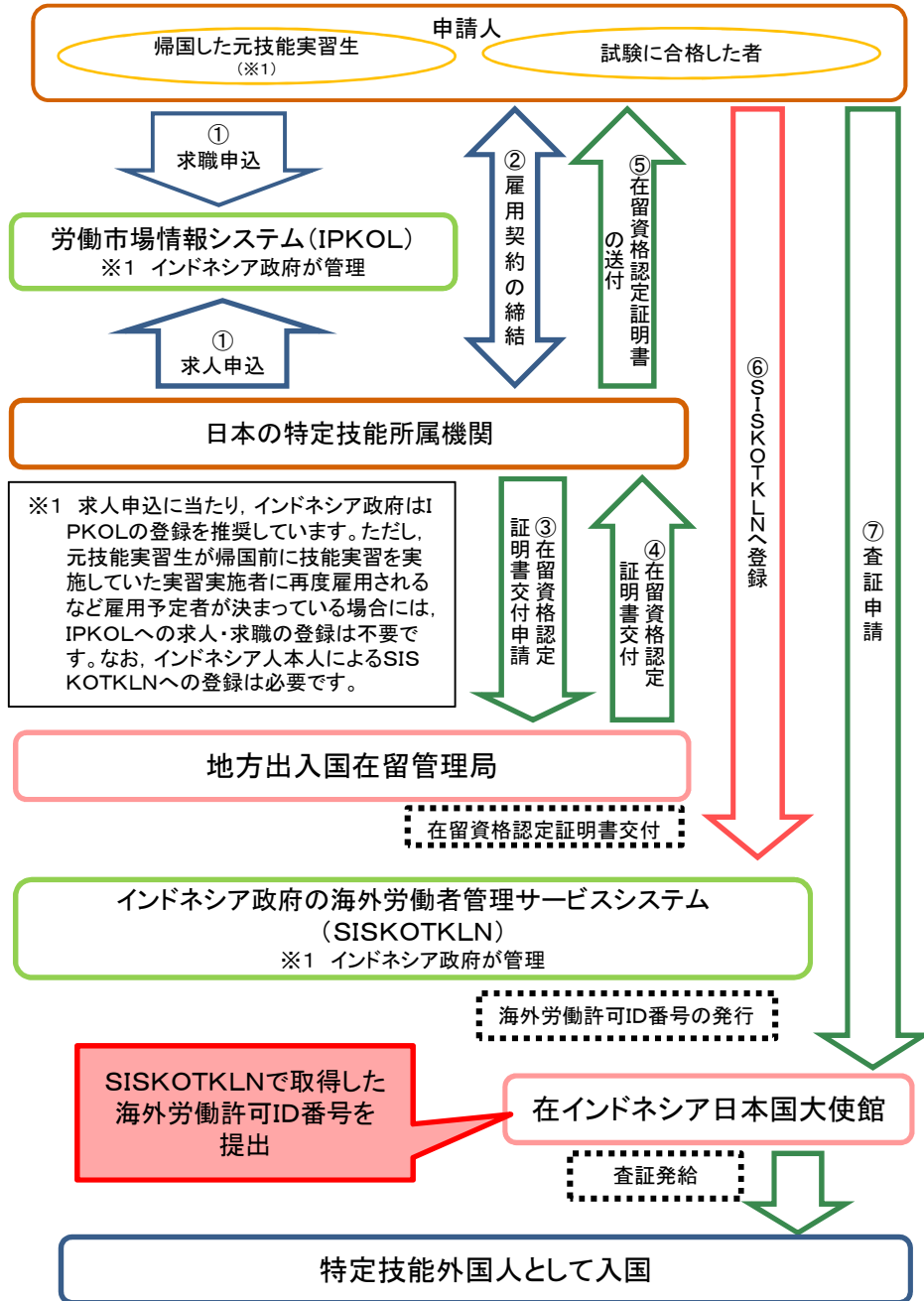
資料 1 - 2

	送出当事者	契約	試験	費用負担	本邦在留者の特定技能への変更	その他
ベトナム	・労働省海外労働部(DOLAB)が認定した送出機関によって行われることが基本となる見込み。	・受入機関は送出機関との間で労働者提供契約の締結を求められる。 ・受入機関は労働者と雇用契約を締結。 ・送出機関は労働者と役務契約を締結。	・労働者提供契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。 ・受験も送出機関を通じて行うことが基本となる見込み。	・労働者の送出し・受入れに係る費用について、ベトナム側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出機関に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み。 【※：日本の有料職業紹介機関の紹介により、労働者を雇用した際に受入企業が同機関に支払う一般的な手数料と同等額程度を参考に設定したいとの意向】	・本邦申請人は在日本ベトナム大使館に特定技能への変更申請について報告し、大使館が推薦表を作成。	・特定技能の申請にあたってベトナム側当局が承認する推薦者表の取得が必要。
	MOC6(1)	派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法	—	MOC6(2)	MOC7(8)	MOC7(7)
中国	・中国对外承包工程商会(CHINCA)が認定した送出機関によって行われることが基本となる見込み。	・受入機関は送出機関との間で労働協力契約の締結を求められる見込み。 ・受入機関は労働者と雇用契約を締結。 ・労働者は送出機関と役務契約の締結を求められる見込み。	・受験に当たっては、労務協力契約の締結や送出機関を通じた応募が条件とはならず、個々の受験希望者が自由に応募できることとなる見込み。 ・試験の募集人員については、分野所管省庁が作成した具体的な求人見込み数等に依りて算定することとなる見込み。	・労働者の送出し・受入れに係る費用について中国側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出機関に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み。 【※：日本の有料職業紹介機関の紹介により、労働者を雇用した際に受入企業が同機関に支払う一般的な手数料と同等額程度を参考に設定したいとの意向】	・本邦在留者も送出機関への登録が必要となる可能性あり(送出機関への料金支払いが発生する可能性あり)。	・特定技能の申請に当たって、中国側当局が承認する候補者表の取得が必要となる見込み。

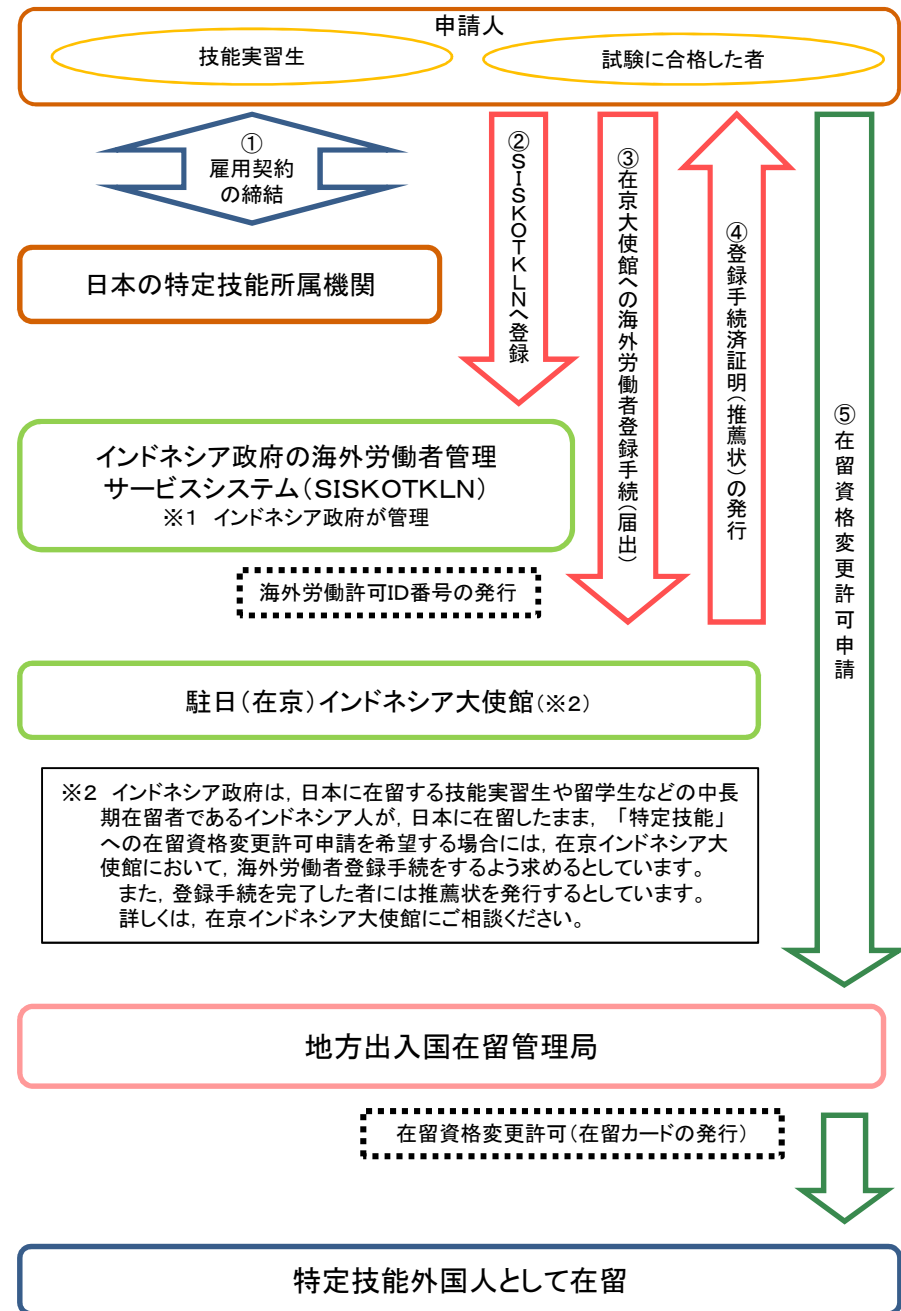
インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて



○海外から来日するインドネシア人



○日本国内に在留しているインドネシア人

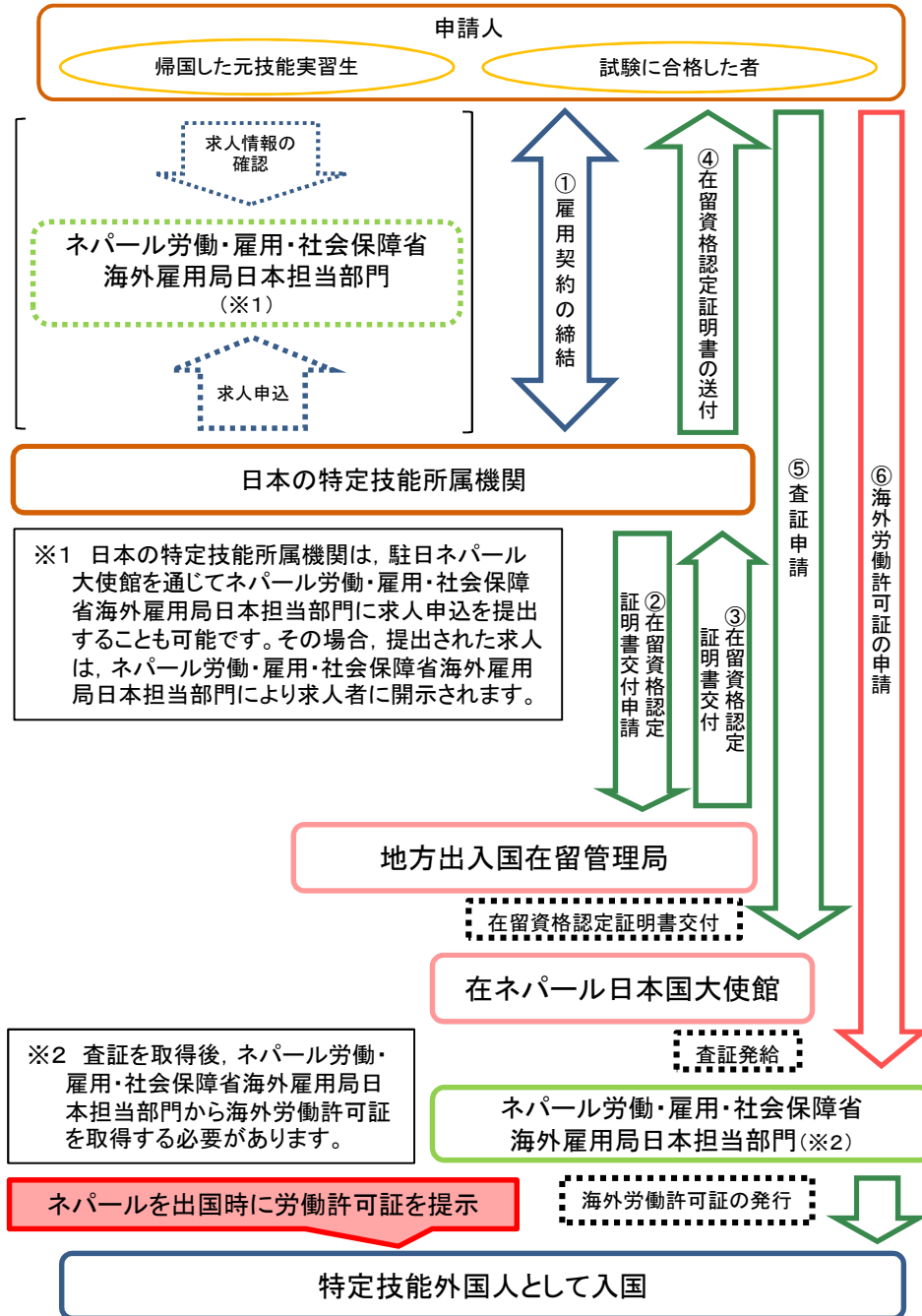


ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

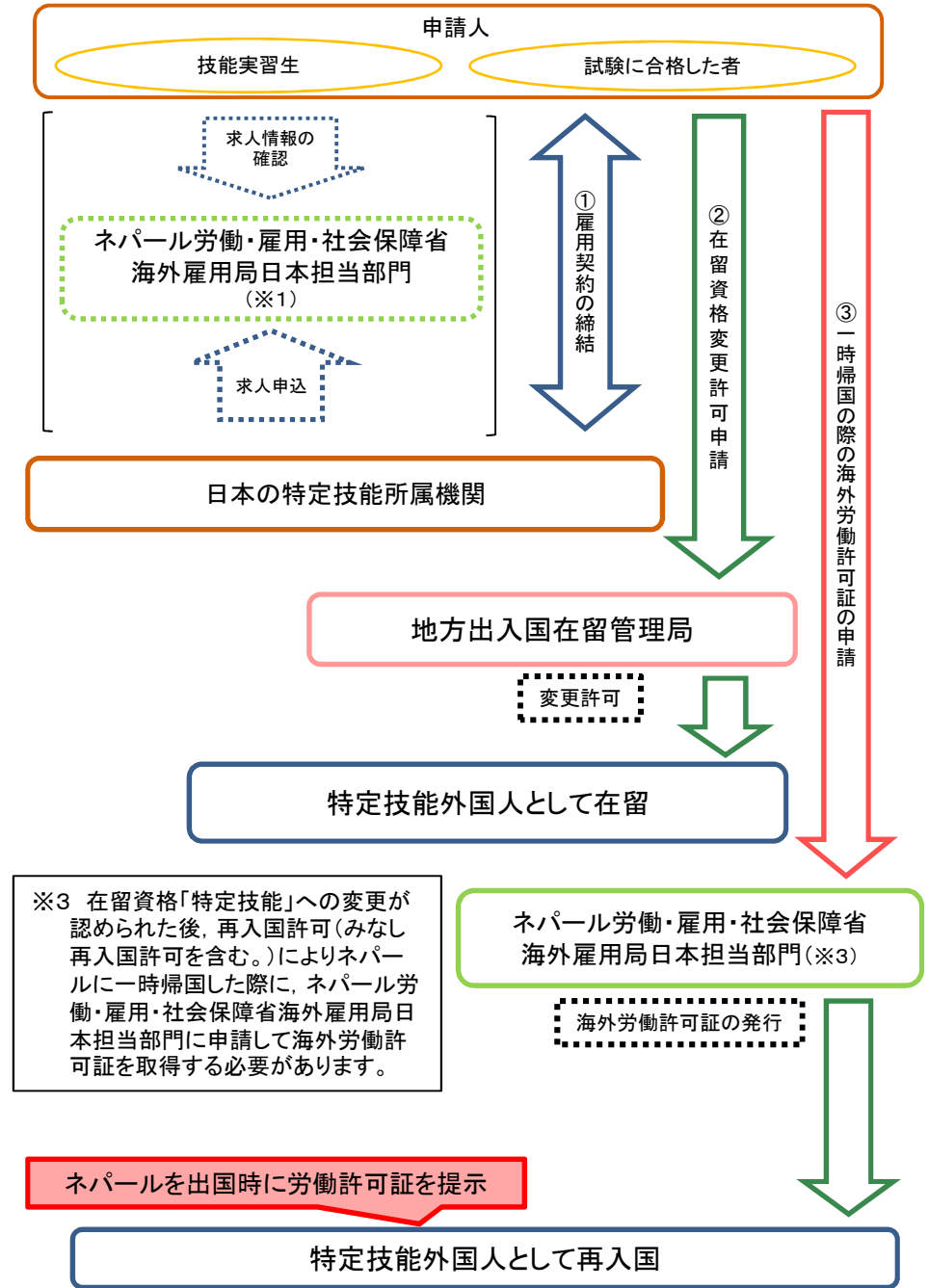


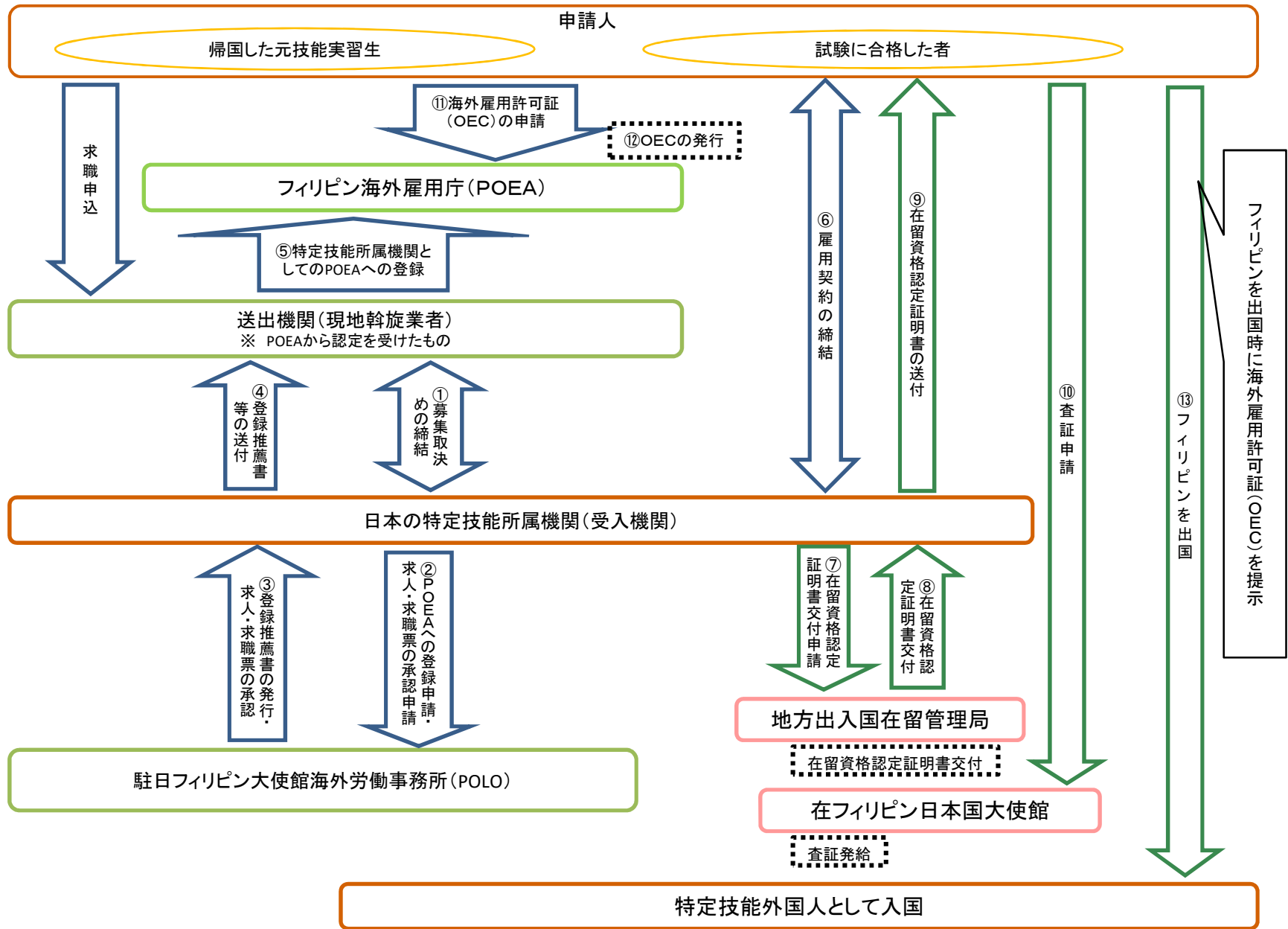
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○海外から来日するネパール人

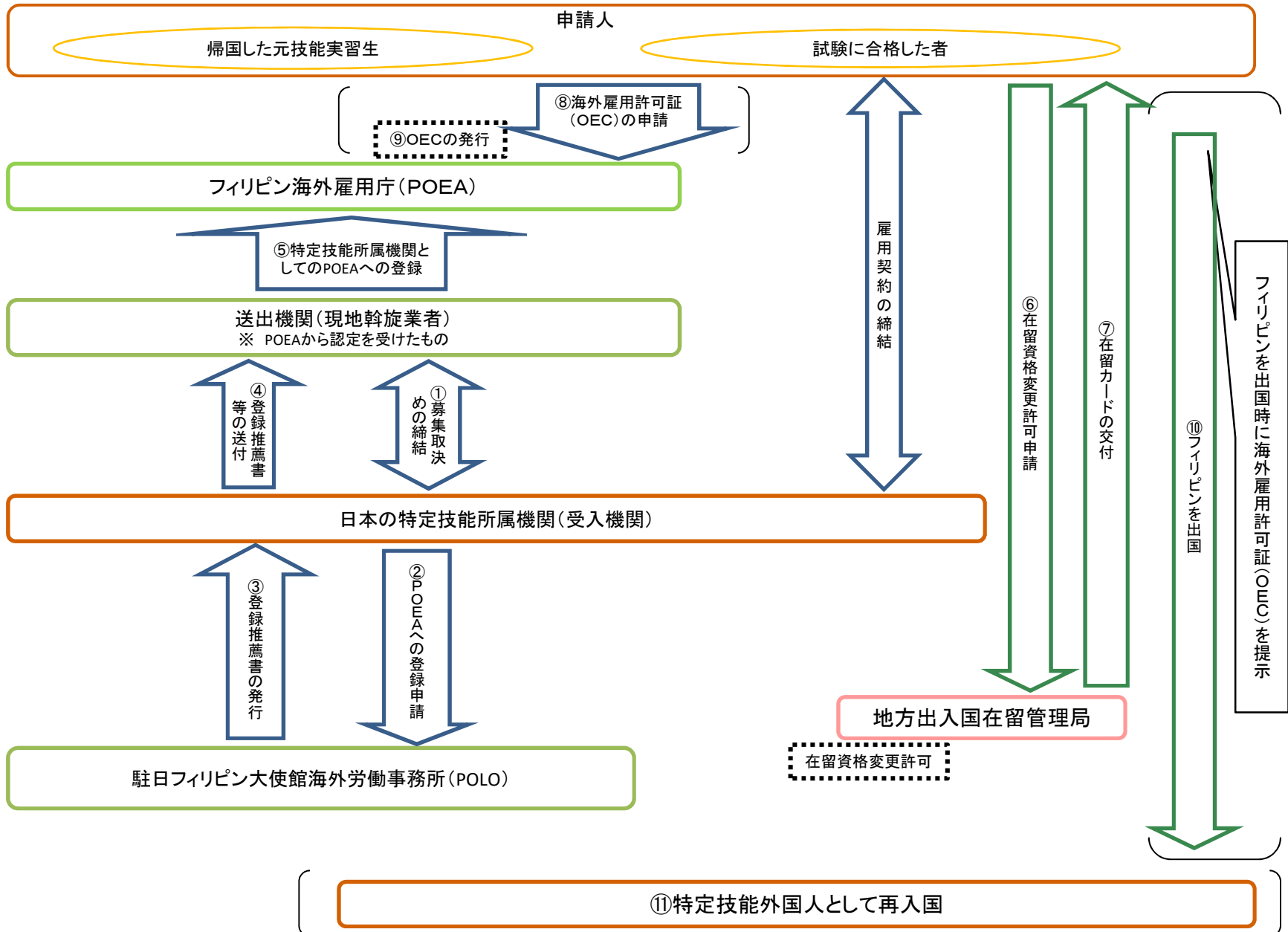


○日本国内に在留しているネパール人





※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑤)は不要とのことです (ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、求人・求職票の承認手続は必要とのことです。)



※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①), POEAへの登録手続(②~⑤)は不要とのことです
 ※ ⑧~⑪は、フィリピン特定技能外国人が一時的帰国し、再度入国する場合に必要となる手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ
【フィリピンから新たに受け入れる場合】

フィリピン国籍の方をフィリピンから新たに特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、フィリピン側でもフィリピン国籍の方の送出しに伴う一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

なお、在留資格認定証明書の有効期限は、交付された日から3か月となっておりますので、フィリピン側の手続に必要と見込まれる期間も考慮し、同証明書が有効期限切れとならないよう、ご留意願います。

1 送出国機関と人材募集・雇用に係る募集取決め (Recruitment Agreement) を締結【フィリピン側の手続】

日本の受入機関が、フィリピン国籍の方をフィリピンから新たに特定技能外国人として受け入れるに当たって、フィリピンの制度上、フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて人材の紹介を受け、採用活動を行うことが求められるとともに、送出国機関との間で人材の募集及び雇用に関する互いの権利義務を明確にした募集取決めの締結が求められているとのことです。また、募集取決めは、日本の公証役場での公証を経たものを求めるとのことです。

募集取決めについては、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (P O L O : Philippine Overseas Labor Office) のホームページにて以下の参考様式が示されていますので、ご参照ください。

(参考様式) https://polotokyo.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/recr_agreement.pdf

また、送出国機関のリストは、以下のP O L OのURLに掲載されています。リストは送出国機関の名称のみですが、送出国機関の連絡先等詳細な情報は、フィリピンの海外雇用庁 (P O E A : Philippine overseas Employment Administration) のホームページ内にある検索エンジン「Status of Recruitment Agencies」で検索できますので、ご確認ください。

(P O L OのURL) <https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

(検索エンジンのURL) <http://www.poea.gov.ph/cgi-bin/agList.asp?mode=act>

なお、フィリピン政府から提供があった認定送出国機関のリストは、以下の法務省ホームページにも掲載しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

2 P O L Oへの提出書類の準備・提出【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、受入機関は、必要書類 (労働条件等を記載した雇用契約書、1で作成した募集取決め、求人・求職票等) をP O L Oに郵送し、所定の審査を受け、雇用主 (特定技能所属機関) としてP O E Aに登録される必要があるとのことです。

また、P O L Oへの提出書類については、所定の様式に則って作成することが求められているとのことです。具体的な必要書類とその様式は、以下のP O L Oのホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

なお、P O L Oでの審査の標準処理期間は、書類に不備がなければ、15営業日以内とされているとのことです。

3 P O L Oでの面接【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、2の審査を経た後、受入機関の代表者の方又は委任された従業員の方は、POLOに赴き、労働担当官による英語での面接を受ける必要があるとのことです。なお、この面接は、コンサルティング業者（行政書士を含む。）や登録支援機関の方が代わって受けることが認められていないとのことです。ご注意ください（面接に通訳を同席させることは妨げられていません）。

また、必要に応じて、POLOによる受入機関への実地調査が実施されるとのことです。

4 POEAへの登録【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、2の審査及び3の面接の結果、受入機関が、POLOにより自国民の雇用主として適正であるとの判断がなされた場合、POLOから認証印が押印された提出書類一式及び推薦書（Recommendatory Memorandum）が受入機関宛てに郵送されることとなっているとのことです。

受入機関は、送出機関を通じてこれらの書類一式を本国のPOEAに提出することによって、POEAにて雇用契約で定める予定である労働条件等の内容が確認され、受入機関が雇用主としてPOEAに登録されるとともに、求人情報が登録されるとのことです。

登録の結果、受入機関は、フィリピン国籍の方の採用活動に着手することが可能とされています。

※ なお、受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結（1の手続）、POEAへの登録手続（2～4の手続）は不要とのことです（ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、2の求人・求職票の承認手続は必要とのことです）。

5 雇用契約の締結

送出機関は、4で登録された求人情報を基に適当な人材を募集し、受入機関は、送出機関から人材の紹介を受けて特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

6 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

7 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のフィリピン国籍の方は、6で郵送した在留資格認定証明書を在フィリピン日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うこととなります。

8 出国前オリエンテーション（Pre-Departure Orientation Seminar）の受講【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、特定技能外国人として来日予定のフィリピン国籍の方は、本国の海外労働者福祉庁（OWWA：Overseas Workers Welfare Administration）が実施する出国前オリエンテーションを受講することが必要とされているとのことです。

9 海外雇用許可証（OEC：Overseas Employment Certificate）の発行申請【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、OECは、フィリピン側の手続を完了したことを証明する文書とされており、特定技能外国人として来日を希望するフィリピン国籍の方は、7で査証を取得後、送出機関を通じ、OECの発行をPOEAに申請することとされているとのことです。

その上で、フィリピンを出国する際、出国審査において、取得したOECを提示することが必要とされているとのことです。

10 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったフィリピン国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

○ フィリピン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）

〔所在地〕東京都港区六本木5-15-5 〔電話番号〕03-6441-0428, 03-6441-0478

〔メールアドレス〕 polotokyo@gmail.com

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ
【日本に在留する方を受け入れる場合】

日本に在留するフィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるためには、日本側の手続である在留資格変更許可手続が必要となります。これに加え、フィリピン側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

2 送出国と人材募集・雇用に係る募集取決め (Recruitment Agreement) を締結【フィリピン側の手続】

日本の受入機関が、フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるに当たって、フィリピンの制度上、フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国と提携することが求められており、送出国との間で人材の募集及び雇用に關する互いの権利義務を明確にした募集取決めの締結が求められているとのことです。また、募集取決めは、日本の公証役場での公証を経たものを求めるとのことです。

募集取決めについては、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (P O L O : Philippine Overseas Labor Office) のホームページにて以下の参考様式が示されていますので、ご参照ください。

https://polotokyo.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/recr_agreement.pdf

また、送出国のリストは、以下のP O L OのURLに掲載されています。リストは送出国の名称のみですが、送出国の連絡先等詳細な情報は、フィリピンの海外雇用庁 (P O E A : Philippine overseas Employment Administration) のホームページ内にある検索エンジン「Status of Recruitment Agencies」で検索できますので、ご確認ください。

(P O L OのURL) <https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

(検索エンジンのURL) <http://www.poea.gov.ph/cgi-bin/agList.asp?mode=act>

なお、フィリピン政府から提供があった認定送出国のリストは、以下の法務省ホームページにも掲載しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

3 P O L Oに提出するための書類の準備・提出【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、受入機関は、必要書類 (労働条件等を記載した雇用契約書、2で作成した募集取決め等) をP O L Oに郵送し、所定の審査を受け、雇用主 (特定技能所属機関) としてP O E Aに登録される必要があるとのことです。

また、P O L Oへの提出書類については、所定の様式に則って作成することが求められているとのことです。具体的な必要書類とその様式は、以下のP O L Oのホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

なお、P O L Oでの審査の標準処理期間は、書類に不備がなければ、15営業日以内とされているとのことです。

4 POLOでの面接【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、3の審査を経た後、受入機関の代表者の方又は委任された従業員の方は、POLOに赴き、労働担当官による英語での面接を受ける必要があるとのことです。なお、この面接は、コンサルティング業者（行政書士を含む。）や登録支援機関の方が代わって受けることが認められていないとのことですので、ご注意ください（面接に通訳を同席させることは妨げられていません）。

また、必要に応じて、POLOによる受入機関への実地調査が実施されるとのことです。

5 POEAへの登録【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、3の審査及び4の面接の結果、受入機関が、POLOにより自国民の雇用主として適正であるとの判断がなされた場合、POLOから認証印が押印された提出書類一式及び推薦書（Recommendatory Memorandum）が受入機関宛てに郵送されることとなっているとのことです。

受入機関は、送出機関を通じてこれらの書類一式を本国のPOEAに提出することによって、POEAにて雇用契約の事実が確認され、受入機関が雇用主としてPOEAに登録されるとのことです。

6 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるフィリピン国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、一連の手続は完了です。

※ なお、在留資格変更が許可された後、フィリピン国籍の方が「特定技能」の在留資格を保有したまま再入国許可制度を利用してフィリピンに一時帰国する場合、POEAに海外雇用許可証（OEC：Overseas Employment Certificate）の発行を申請・取得し、フィリピン出国時にOECを提示する必要があるとされているとのことです。

○ フィリピン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）

〔所在地〕東京都港区六本木5-15-5

〔電話番号〕03-6441-0428, 03-6441-0478

〔メールアドレス〕 polotokyo@gmail.com

フィリピン側の手続に関するQ & A

Q 1 : 現地の送出国を介さずに、フィリピン国籍の方と雇用契約を締結することはできないのでしょうか。

A 1 : フィリピン当局によれば、フィリピンにおいては、特定技能外国人の送出しに当たり、送出国を介することが必要とされているとのこと。

Q 2 : 駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（P O L O）の審査を受けるに当たり、手数料はかかるのでしょうか。

A 2 : フィリピン当局によれば、P O L Oでの審査には、手数料はかからないとのこと。

一方、本国の海外雇用庁（P O E A）による海外雇用許可証（O E C）の発行には、手数料が必要とのこと。

Q 3 : 東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、P O L Oの面接を受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。

A 3 : フィリピン当局によれば、受入機関の方は、日本国内の居住地の如何を問わず、東京にあるP O L Oで面接を受ける必要があるとのこと。

Q 4 : 日本の職業紹介事業者は、フィリピン側の手続に関与できないのでしょうか。

A 4 : フィリピン当局によれば、現在のところ、日本の職業紹介事業者がフィリピン側の手続に関与することは認められていないとのこと。P O L Oのホームページによれば、職業紹介事業者については、P O E Aから別途通達が発出される予定となっています。

Q 5 : 特定技能外国人として雇用する予定の方がO E Cの取得を忘れた場合、どうなるのでしょうか。

A 5 : フィリピン当局によれば、O E Cは、フィリピン国籍の方が特定技能外国人としてフィリピンを出国する際の必要書類とされているとのこと。O E Cを取得しなかった場合、フィリピンを出国することは認められていないとのこと。

Q 6 : 特定技能外国人であるフィリピン国籍の方が一時帰国した場合、日本に戻る際に再びO E Cを取得する必要があるのですか。

A 6 : フィリピン当局によれば、O E Cは、有効期限が発行から6 0日間とされており、海外就労者がフィリピンを出国する都度、取得する必要があるとのこと。雇用先が一時帰国前と帰国後で同じ場合であっても、O E Cの取得が必要とのこと。

製造分野特定技能 1 号評価試験の実施状況について

- 令和 2 年 1 月 30 日から 2 日間に亘り、インドネシア第 2 の都市スラバヤにおいて溶接職種の試験を実施。23 名が受験。本年 3 月までに合否を発表。
- 3 月 20 日、21 日に、フィリピン（マニラ）において溶接分野を除く 18 職種の試験を実施予定。詳細は、HP で (<https://sswm-exam.go.jp/>) 公表。



スラバヤ

～①インドネシアでの試験概要～

試験日	2020年1月30日（木）、31日（金）
試験場所	インドネシア（スラバヤ） 会場名：Kampuh Welding Indonesia
試験区分	溶接（手溶接、半自動溶接）
実施方式	学科試験及び実技試験（製作等作業試験）
受験者数	23名（定員20名）
試験言語	インドネシア語
受験料	65万ルピー（5,000円程度）
合格証明書 発行手数料	50,000円

※試験のレベルは、溶接技能評価試験（専門級）相当

～②試験実施の様相～

右上：実技試験ガイダンス
右下：筆記試験の様相
下：試験会場外観



製造業における特定技能外国人材受入れセミナーを開催します

改正入管法に基づく外国人材受入れの新制度を活用し、製造 3 分野特定技能外国人の受入れを検討している事業者を対象に、制度内容をはじめとする必要な知識やノウハウ等を学ぶためのセミナーを開催します。

1. 概要

経済産業省の所管では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造 3 分野において、「1 号特定技能外国人」の受入れ制度が開始され、2019 年 10 月末時点で製造 3 分野では 196 名の特定技能外国人が業務を行っています。

経済産業省としては、引き続き当該外国人の受入れを検討している事業者が円滑に受け入れを行うため、全国 5 都市において特定技能に係る制度をはじめとする必要な知識や、申請実務面や、特定技能外国人の受け入れ事例をはじめとするノウハウ等を学ぶためのセミナーを以下のとおり開催します。

応募多数につき、3 月 19 日に東京でセミナーを追加開催します。

2. セミナー日程及び会場について

日付	開催地	会場	参加者数
1/30	東京	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング本社 24F セミナールーム	91
2/7	仙台	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カンファレンスルーム 8G	
2/13	熊本	TKP 熊本カンファレンスセンター しゃくやく	
2/20	堺	フェニーチェ堺 文化交流室	
2/27	名古屋	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング名古屋 10F セミナールーム	
3/19	東京	機械振興会館 B2 ホール	

以上

特定技能外国人を受入れた 製造企業の声

～ 特定技能外国人受入企業インタビューより

1. 特定技能外国人労働者受入の目的

- ✓ **特定技能外国人を受入れている中小企業の目的は、人手不足状況下による技能工の確保を目的としたものと、育て上げた技能実習生を再雇用したいことを目的としたものが主である**

日本人に代る技能工としての役割を期待し、特定技能外国人を受入れた企業の声

- 「業用拡大の中で人手(技能工)を必要としており、なかなか日本人が採用できないところに、特定技能を充てていきたいと考えている。また、特定技能の終了後には、自社の海外拠点のリーダークラスで働いてくれることも期待している」(A社)
- 「近年は求人を出しても日本人の応募はほとんどなく、溶接工となるとさらに採用は難しくなる。現在急成長の企業で、仕事はたくさんあるが溶接工が足りないために断っている仕事もあり、人員確保のために技能を有した外国人を採用せざるを得ない状況だった」(B社)

技能実習の3年間で過ごし、日本語も技能レベルも上達した技能実習生の更なる活躍の場として受入れた企業の声

- 「工場作業や溶接作業となると、日本人では人材確保が難しいことから10年以上前に中国からの技能実習生を活用し始めた。3年間の技能実習期間を経て、人材育成を行った結果、真面目で日本語もでき、スキルも日本人に匹敵もしくはそれ以上になり、本人も日本での就業を希望しているにも関わらず、本国に帰さないといけないうのは忸怩たる思いであった。」(C社)
- 「講習会に参加して特定技能の制度を知ったが、同時期にインドネシアに戻った元技能実習生から特定技能としてまた日本に来たいというオファーがあった。当社としても願ってもないオファーであった。当社は毎年新しい技能実習生も受入れているため、その指導役としても活躍ができると感じていた。」(D社)

2. 特定技能外国人労働者採用の方法・工夫

- ✓ 現状、製造業の特定技能外国人は、技能実習からの切り替えが全てだが、一度帰国した元技能実習生を呼び寄せたパターンと、技能実習からシームレスに特定技能に切り替えたパターンがある
- ✓ 他の在留資格の外国人と合わせて採用している企業も多い

技能実習から在留資格を切り替えて、特定技能外国人として採用している企業の声

- 「特定技能外国人は、当社での技能実習2号経験者を採用した(在留資格切替と一度帰国した方の再来日)。また、外国籍の正社員としても、日本の大学に来ていた留学生を採用したり、日本人と結婚した元技能実習生等と一緒に働いてもらい、外国人同士の関係性が構築できるように工夫している」(A社)
- 「当社は、建設業でもあるため、国土交通省所管の建設就労者の特例措置を適用し、在留資格「特定活動」で技能実習生を引き続き雇用できた。在留資格「技術・人文知識・国際業務」のエンジニアは、関わりのある現地の送り出し機関に直接出向き、募集をかけた。特定技能の外国人を含めレベルの高い外国人が確保できている」(C社)

一度帰国した元技能実習生を、特定技能外国人として採用している企業の声

- 「ベトナムに帰った元技能実習生に声を掛け、現地で「特定技能」の説明会を開催した。20人以上の元技能実習生が手を挙げてくれた。元技能実習生は、引き続き日本で技能を活かした仕事に就きたいと思っている人も多い。近隣大学のベトナム人留学生を数名採用しており、通訳としても活躍し、生活支援もしてくれる。このような下地があったので、特定技能外国人をスムーズに受入れることができている」(B社)
- 「特定技能外国人の受入れにあたっては、インドネシア在住の元技能実習生からのオファーがきっかけであった。受入に際しては、入国関連書類は専門家でないと対応が難しく、手続き上のミスで入国できないことは避けないので、入国関連の書類作成に特化して登録支援機関に依頼し、スムーズに申請ができた。今現在はホームページなどで記載例等も充実し、相当わかりやすくなったと聞いている」(D社)

3. 外国人労働者の受入や定着を促すための工夫

- ✓ 受入企業は、外国人視点にたった丁寧な生活支援やコミュニケーションをはかり、特定技能外国人の円滑な受入と定着に資する工夫をしている
- ✓ 日本語能力の更なる向上に向けても独自の工夫をしている

定着を促すための様々な生活支援等工夫をしている企業の声

- 「騒音やごみの分別などの生活トラブルは当初は多かったが、丁寧に面倒を見てきた。ごみの分別は何度も目の前で見せながら教えて、近隣住民に謝りに行くときは当人も連れて行っている」(B社)
- 「会社の親睦会を行い、日帰り旅行に全員で行っている。業務上の技能形成だけでなく、日本文化に触れ合う機会を作ることに努めている。特定技能外国人、技能実習生には、季節を感じてもらうために、季節ごとにレクリエーションを企画し、登山やバーベキュー、イルミネーション見学に連れていっている。そこで外国人同士のコミュニケーションを図り、時間を共有している」(E社)

日本語能力のレベルアップ、コミュニケーションの円滑化を工夫している企業の声

- 「勤務中だけでは、なかなか日本語は覚えられないため、社内で日本人社員との交換日記を実施している。日本人社員が外国人の書いた日記に対して間違った日本語を直しながら、丁寧にコメントを返している。コメントでの漢字にはルビもつけている。技能実習生等は、3年後帰国するときに、その交換日誌を渡している」(D社)
- 「外国人が多いと、日本語を覚えなくても仕事も生活もできてしまうが、本人のためにも、日本人とコミュニケーションを取るためにも日本語は覚えてもらったほうが良いので、今でも月に1度日本語のテストを実施している。また日本語検定に合格したら奨励金を支給している」(B社)

4. 特定技能外国人を活用するメリット

- ✓ 元技能実習生であった特定技能外国人の特性を活かして、作業要領書やマニュアルを翻訳したり、技能実習生の指導員として、特定技能外国人を活用している中小企業がいる

特定技能外国人の特性を活かした企業の声

- 「特定技能外国人も含め、留学生や元技能実習生の採用により数名のタイ人が在籍しており、何人かは日本語能力試験のN2を持っている。それらの外国人が作業要領書を解釈して、タイ語へ翻訳したり、技能実習生が体調不良になったときの確認をしてくれたりしている」
- 「業務に際しては、技能実習生に限らず誰でもできるようにマニュアルを整備している。また、あんどん装置がついており、何かあると機械が止まって音が流れ、班長等が駆けつけるので安心して働ける環境になっている。技能実習生と特定技能外国人をはじめとした外国人をラインに混在させて、技能伝承ができるようにしている。日本人から直接倣うよりも習得は早いようだ」(A社)

技能実習生の指導員として、特定技能外国人を活用している企業の声

- 「技能実習生の受入れにあたっては年次のバランスに留意している。バランス良く、1、2、3年目として各2名ずつを想定し、帰国する前に1ヶ月間重複させ新しい実習生を指導してきた。今後は、特定技能外国人に、技能実習生の指導員としての役割も期待している」
- 「元技能実習生だったため、技能実習生としての苦労経験もわかるし、3年間で身につけた技能もあるため、新たな技能実習生の指導員としては最適である。特定技能として採用する際には、人格面も考慮して、外国人同士のリーダーシップを発揮できる元技能実習生を採用している」(D社)

5. 特定技能外国人労働者の処遇設定(基準や考え方等)

- ✓ 特定技能外国人の処遇については、多くの中小企業が、日本人と同等の判断基準と考え方で設定している
- ✓ 外国人特有の要素も勘案し、働きぶりをしっかりと評価して、賃金テーブルに基づいたランク付をする企業も存在する

日本人従業員と同様の処遇設定をする企業の声

- 「特定技能外国人の処遇は基本的には日本人社員と同じだが、日本人社員には通常業務のほかに改善提案や小集団活動への参加を必須としているのに対して、外国人にはそれを求めているので、若干の差をつけて時給1000円としている。昇給・賞与も社員と同様に扱っていきたいと考えている。技能実習生は休まず来てくれたら夏冬2万円ずつの賞与を支給するが、特定技能外国人は、日本人と同様の評価を行い支払おうと考えている」(A社)
- 「離職を防ぐために、賃金水準は、当社でのキャリアを評価して決定している。日本人と同等の評価方法となる」(C社)
- 「特定技能1年目の処遇は、日本人の高卒3年目と一緒の処遇になる。賞与は業績と評価に応じて支給する。評価の基準は、「仕事をどれくらい覚えたか」、「勤勉性」、「速度や正確性」であり、日本人と全く同じ評価基準になる」(D社)

外国人の技能評価を行い賃金ランクを設定する企業の声

- 「今後、特定技能外国人にも、年々待遇面を改善してモチベーションを上げてもらわなければならないと考えており、外国人は日本語習得などの特別な要素もあるため、賃金にランク付けをすることを想定している。12月に産業別の最低賃金が上がるため、1月に連動して賃金を変更する。技能の評価をもとに5段階(A~B:質が高い、C:普通、D~E:質が低い)とする。Eでも産業別の最低賃金+ α となる。なお、能力評価は、ライン長が仕事振りを見ていれば容易に判断できる」(E社)



METROPOLITAN POLICE DEPARTMENT

適正な外国人雇用について

警視庁組織犯罪対策部

外国人を雇用する際の留意点

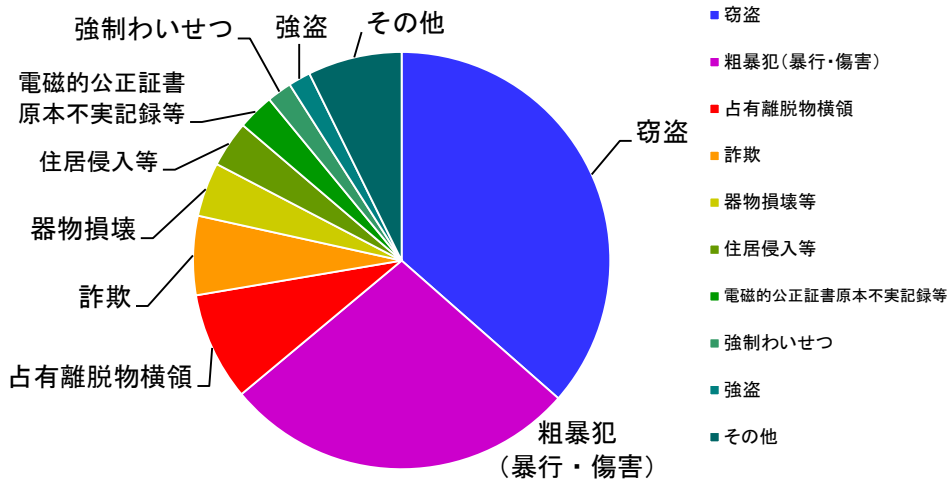
- 働けない在留資格の外国人
 - ・ 残留期限を超えた者(オーバステイ)
 - ・ 短期滞在(旅行者)
 - ・ 資格外活動の許可を取得していない者(特に留学生)
- 在留カードの原本で身分確認を徹底して下さい。
(コピーでは確認にはなりません。)
- 確認するポイント
(表)氏名、生年月日、在留資格、在留期限、就労制限の有無
(裏)資格外活動許可欄、「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」等記載の有無
- 働けないことを知っていながら就労させた
- 雇用時に全く身分確認をしていない、在留カードの現物を確認せずコピーでしか確認をしていない等、企業側に過失がある場合
 - **不法就労助長罪に問われます。**
(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはその併科)

特定技能外国人を雇用する際に

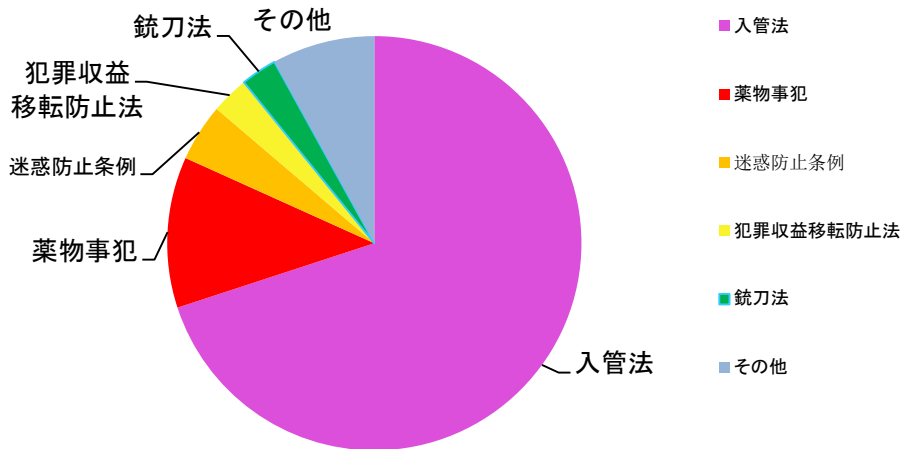
- 同分野、転職可能な業務区分での転職が可能
 - ・ 転職の際は在留資格変更許可申請が必要。
(分野、業務区分については指定書の確認が必要)
 - ・ 申請せずに転職先で働く、分野等の違う転職先で働く
→ **資格外活動違反**に該当。
 - ・ 特定技能雇用契約の変更・終了・新たな締結時に出入
国在留管理長官に届出が必要。
 - ・ 受け入れている特定技能外国人の氏名及びその活動
内容等についても届出が必要。
- ※届出をしない場合、虚偽の届出をした場合の罰則あり
(三十万円以下の罰金)

- それ以外にも…
 - ・ 雇用する特定技能外国人に対して、日本における、ル
ール、マナーについての周知をすることも重要です。

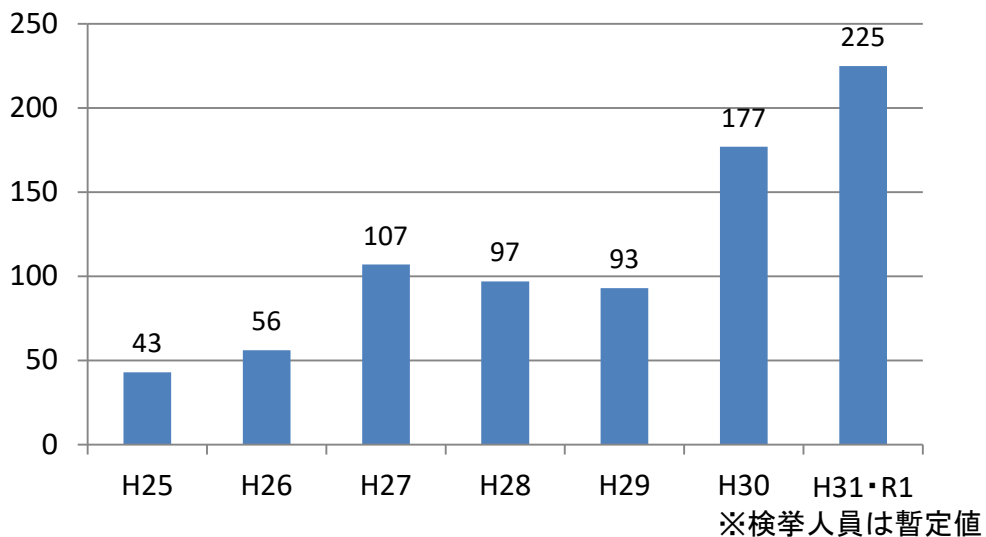
令和元年来日外国人刑法犯検挙人員（都内）



令和元年来日外国人特別法犯検挙人員（都内）



偽変造在留カード検挙人員 (行使・所持・提供・收受等)



確認のポイント

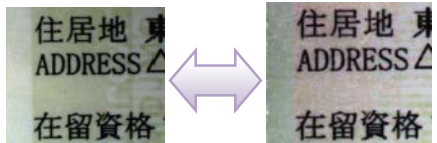
日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678CD
氏名 NAME	[Redacted]	
生年月日 DATE OF BIRTH	年 月 日 性別 女 F. 国籍・地域 米国 Y M D SEX NATIONALITY/REGION	
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
	就労制限の有無	就労不可
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月(2023年07月01日) Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長)	◇MOJ◇
許可年月日	2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日	
このカードは	2023年07月01日まで有効	です。 出入国在留管理庁長官 関之野 隆
	PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

必ず、現物で確認してください！（コピーのみの人物確認は不可）

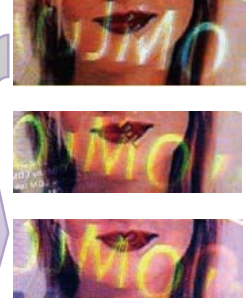
不良外国人は、居住・稼働の契約や携帯電話の購入などに、正規滞在と偽るための身分証明書として偽造在留カードを利用しています。以下に、偽造在留カードを看破するための着眼点を紹介しますので、採用時面接の参考にしてください。

① カード等を上下に傾けると、左端部分がピンク色に変色する。



④

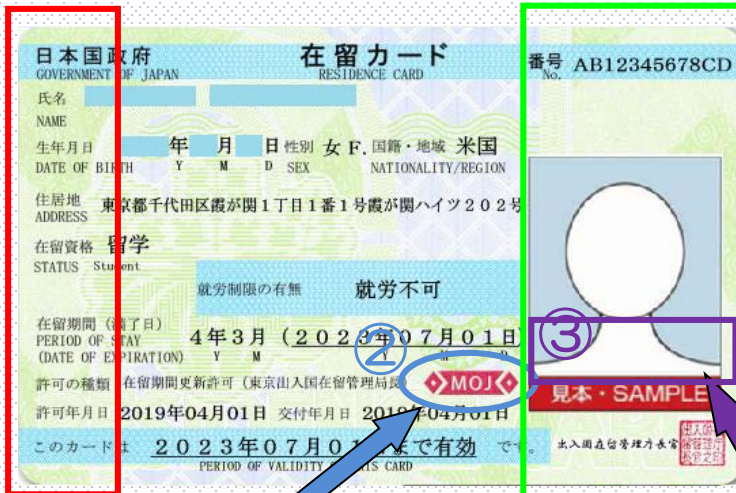
カード等を傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に動く。



①

在 留 カ ー ド

④

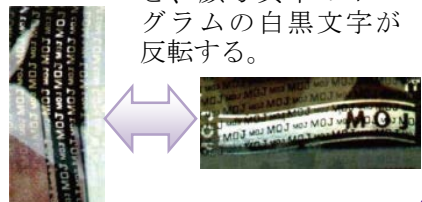


② カード等を傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンク色から緑色に変色する。



③

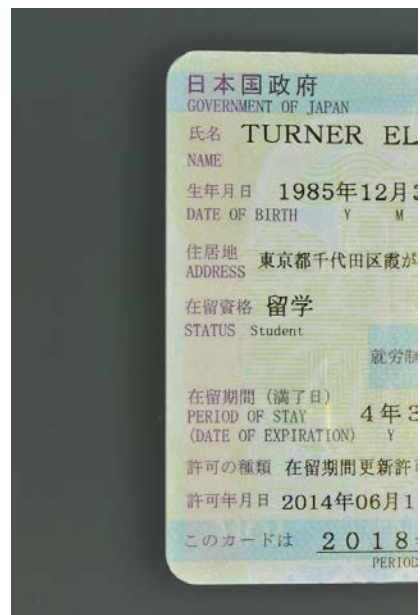
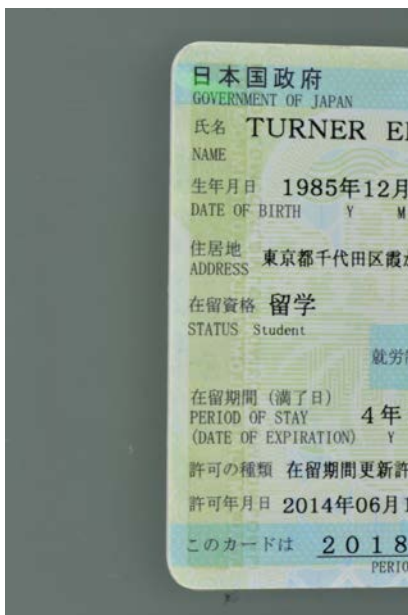
角度を90度変えると、顔写真下のホログラムの白黒文字が反転する。



偽造防止対策 ①

在留カードを上下に傾けると、左端部分がピンク色に変化します。

偽造在留カードは、色が変わらない場合があります。



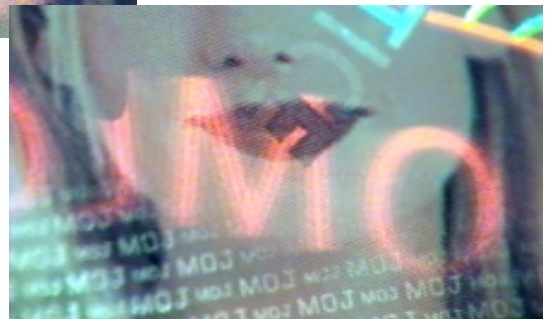
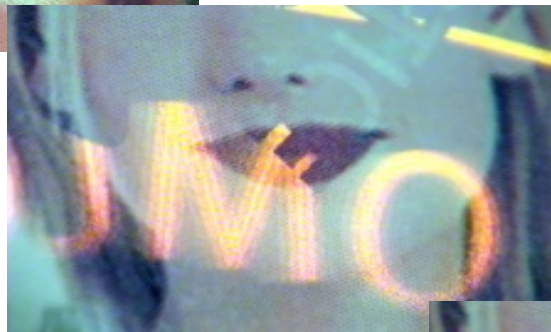
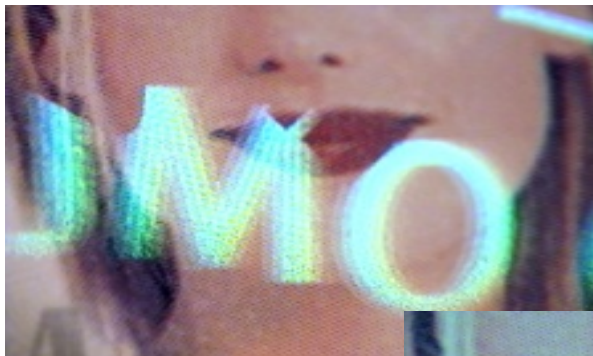
偽造防止対策 ②

カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄が
ピンクからゴールド、グリーンの3色に変化します。
偽造在留カードは、色が変わらない場合があります。



偽造防止対策 ④

カードを傾けると、「MOJ」のホログラムが3Dのように立体的に動きます。偽造在留カードは、ホログラムの変化が不鮮明な場合があります。



事業主の皆様へ

我が国には依然として約7万4,000人(法務省統計平成31年1月1日現在)の不法残留者が潜伏し、その多くが都内及びその近郊で不法に就労しているものと見られます。また、正規滞在者の中にも、認められた範囲を超えて働いたり、あるいは無許可で働いている者も多数あります。このような外国人は「出入国管理及び難民認定法」の資格外活動となるだけでなく、これらの者を雇用する事業主も同法違反(不法就労助長)として処罰の対象となります。

働くことができない外国人を雇用できません！

不法就労助長罪

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

ご存知ですか？

雇用前の身分確認【罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(併科)】

雇用する際は、在留カード、旅券、資格外活動許可証等で、在留資格・期間、在留期限、資格外活動許可の有無等を確認するなどして、雇用することができる外国人であるかを確認してください。(当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合、入管法による処罰を免れません。)

- **労働施策推進法に基づく外国人雇用状況の届出【罰則：30万円以下の罰金】**
外国人を雇用する事業主は、外国人労働者(「外交」「公用」及び「特別永住者」を除く。)の雇い入れ又は離職時に、その外国人の氏名、在留資格・期間を定められた期間内に厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。
- **風適法に基づく接客従業員の生年月日等の確認【罰則：100万円以下の罰金】**
接待飲食等の営業を営む風俗営業者等は、その業務に関し、接客業務に従事させようとする外国人について、生年月日、国籍、在留資格・期間、資格外活動許可の有無等を確認し、確認の記録を作成・保存しなければいけません。

在留カード確認ポイント

- ・「氏名」
- ・「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」
- ・「住居地」

在留資格

在留期間(満了日)

【資格外活動許可欄】

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- ※ ②については、資格外活動許可書を確認してください。

【在留カード番号、交付年月日】

出入国在留管理庁のホームページ「失効情報提供画面」にて「在留カード番号」及び「交付年月日」を入力すると、在留カードの有効性を確認できます。

【就労制限の有無欄】

- ①「就労制限なし」～ 就労内容に制限はありません。
- ②「就労不可」～ 原則雇用はできませんが、裏面の資格外活動許可欄に就労許可の旨記載がある場合は、許可の範囲内で雇用可能です。

このほかに、
 ③「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ④「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ⑤「指定書により指定された就労活動のみ可」と記載されます。
 ※ ④⑤については、個々に指定の活動等が記載された指定書が旅券に添付されているので確認してください。

【交付者】

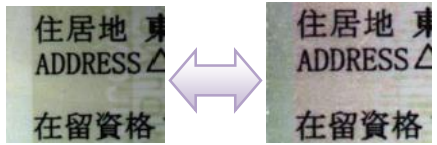
2019年3月31日までに交付された在留カードでは交付者は「法務大臣」と記載されています。



必ず、現物で確認してください！（コピーのみの人物確認は不可）

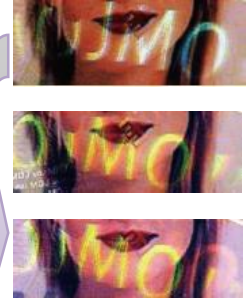
不良外国人は、居住・稼働の契約や携帯電話の購入などに、正規滞在と偽るための身分証明書として偽造在留カードを利用しています。以下に、偽造在留カードを看破するための着眼点を紹介しますので、採用時面接の参考にしてください。

① カード等を上下に傾けると、左端部分がピンク色に変色する。



④

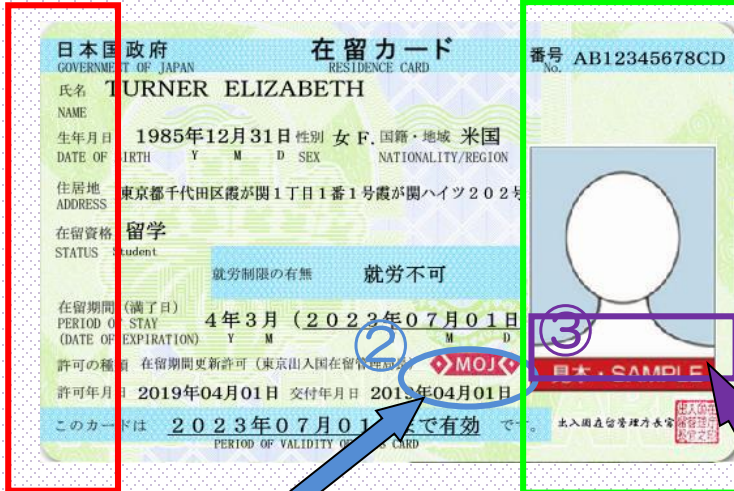
カード等を傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に動く。



①

在 留 カ ー ド

④



② カード等を傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンク色から緑色に変色する。



③

角度を90度変えると、顔写真下のホログラムの白黒文字が反転する。

